

認可外保育施設を  
利用している皆様へ

# 10月から

## 幼児教育・保育の無償化がスタートします



- 無償化の対象となるためには、  
稚内市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

- 3歳児から5歳児までの子どもたちは、月額3.7万円まで、  
0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちは  
月額4.2万円まで の利用料が無償化の対象となります。

(注) 稚内市所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、施設に申請していただきます。（概ね3か月毎）

- 北海道に届出をした認可外保育施設に加え、
  - ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業
  - ・ ファミリー・サポート・センター事業も対象 となります。

※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、  
これまでどおり保護者の負担になりますのでご注意ください。



★わからない子育て応援サイト『え〜る』は、  
制度の概要やよくある質問、各種申請様式も掲載して  
いますので、ご確認ください。



QRコードはこちらから

(基本的な手続きの流れは裏面を参照ください)

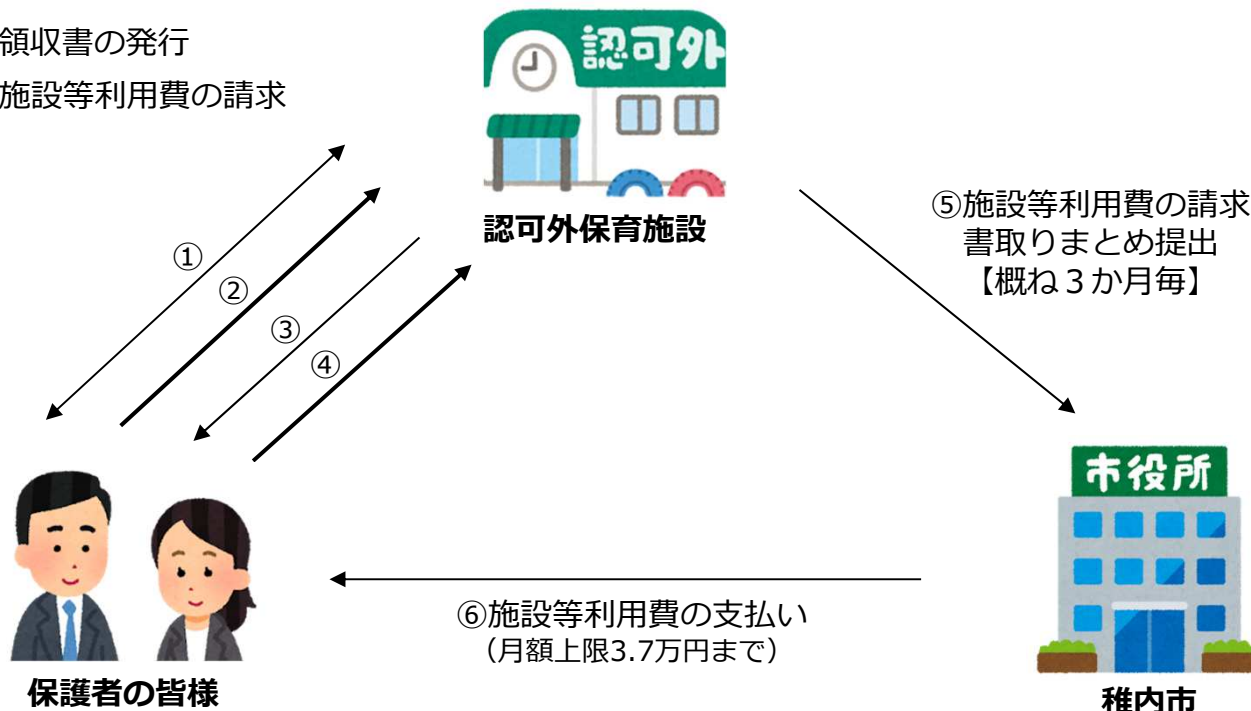
## [基本的な手続きのイメージ]

①利用契約・利用

②利用料の支払い

③領収書の発行

④施設等利用費の請求



※無償化の対象は保育料です。

通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

※無償化の支払い方法は『償還払い』となります。

- ①施設利用契約・利用 → ②施設へ**利用料の支払い** → ③施設から領収書等受領
- ④請求書に必要事項を記載の上、利用した全ての領収書等を添付し施設へ提出 (概ね3か月毎)
- ⑤施設で取りまとめた請求書を市が確認 → ⑥**無償化対象分利用料の支払い**

問い合わせ先：

【お近くの認可外保育施設に関する情報について】

北海道宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援係  
TEL：0162-33-2621

【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続について】

稚内市教育委員会こども課育成グループ  
TEL：0162-23-6530

※内閣府ホームページでは、無償化の手続きの詳細やFAQを掲載しています。

内閣府 無償化

検索

